

## 代議員任期の移行に伴う暫定措置

2024年4月11日 理事会制定

(本暫定措置の位置付け)

第1条 本暫定措置は、2023年3月22日に改定されたA-01定款の附則第7項に記載される代議員任期の移行に関する暫定措置の手順を定める。

(代議員の任期と選任)

第2条 代議員の任期と選任について次の様に定める。

- (1) 2023年度以前に選任された代議員の任期は、改定(2023年3月22日)前の定款に定めた4年とする
- (2) 2023年度選任代議員に続く代議員の立候補公募は2024年度に実施し、公募に基づき選ばれる2025年度選任代議員の任期は移行措置として1年とする
- (3) 2025年度選任代議員に続く代議員の立候補公募は2025年度に実施し、公募に基づき選ばれる2026年度選任代議員の任期は2年とする
- (4) 2025年度以後、代議員の選挙は毎年実施し、任期は2年とする



この暫定措置の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

付 則

1. 本暫定措置は2024年4月11日より施行する。

本文書は「代議員任期の移行に伴う暫定措置」の正文であることを確認する。